

広島県告示第九百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十一年十二月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年十一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

上徳良久井線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市久井町羽倉字宮ヶ峠二八三番一地从 から 三原市久井町羽倉字宮ヶ峠二一四番七地先 まで			一一・四〇〇 二四・六〇〇	一〇八・〇〇	幅員減少 不用物件延長 九七・八〇 メートル
			一一・四〇〇 二二・七〇〇	一〇八・〇〇	